

国立大学法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について (P. 5～)

- 広域異動手当の新設及びこれに伴う改正（信州大学 外1法人）
- 地域手当支給割合を据え置く改正（群馬大学 外2法人）
- 人事院規則9-49-36（平成20年4月1日施行）に係る改正（地域手当支給割合変更の改正）（千葉大学 外6法人）

2 国立大学法人評価委員会の審議における主な論点等について (P. 12～)

- 賞与について経営協議会の議を経て決定することとする改正
(熊本大学)

3 その他の改正について (P. 14～)

- 別紙参照

(別紙) その他の改正について

<p>常勤役員報酬の改正 (P. 14～)</p>	<p>旭川医科大学 (監事給与を年俸制から月額制に変更) 岐阜大学 (役員級給与の抑制措置)</p>
<p>非常勤役員手当の改正 (P. 17～)</p>	<p>小樽商科大学 (理事及び監事について日額から月額へ変更) 秋田大学 (理事について月額から日額へ変更) 岐阜大学 (手当額に幅をもたせることで新たな抑制制度を設置) 静岡大学 (上限額の変更) 愛媛大学 (理事及び監事について手当月額を増額) 九州大学 (理事及び監事について手当月額を増額) 鹿屋体育大学 (監事業務に適正な報酬を措置するため月額を増額)</p>
<p>賞与に関する改正 (P. 20～)</p>	<p>宮城教育大学 (12月期 175/100→180/100) 豊橋技術科学大学 (賞与にかかる地域手当、広域異動手当の月額に係る変更)</p>
<p>手当の新設及び廃止 (P. 22～)</p>	<p>東北大学 (特別手当の新設) 富山大学 (単身赴任手当の廃止及び単身赴任生活手当の新設) 福井大学 (寒冷地手当の廃止)</p>
<p>語句の修正・整備等 (P. 25～)</p>	<p>旭川医科大学、東京工業大学、東京海洋大学、滋賀大学、岡山大学</p>

役員報酬規程改正状況(国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更)

法人名	広域異動手当	地域手当			
		変更状況	勤務地支給率	国の支給率	異動保障
北海道大学	○		3%	3%	○
北海道教育大学	×		3%	3%	○
室蘭工業大学	×		0%	0%	○
小樽商科大学	○		0%	0%	○
帯広畜産大学	○		0%	0%	○
旭川医科大学	○		0%	0%	×
北見工業大学	×		0%	0%	×
弘前大学	○		0%	0%	○
岩手大学	×		0%	0%	×
東北大学	×		6%	6%	○
宮城教育大学	×		6%	6%	○
秋田大学	×		0%	0%	×
山形大学	×		0%	0%	×
福島大学	○		0%	0%	○
茨城大学	×		0%	6%	×
筑波大学	×		6%	8%	○
筑波技術大学	×		6%	8%	○
宇都宮大学	×		0%	4%	△
群馬大学	○	据え置き	2%	3%	○
埼玉大学	×	据え置き	8%	10%	×
千葉大学	×	+1%	9%	9%	×
東京大学	×		15.05%	16%	×
東京医科歯科大学	×		16%	16%	×
東京外国語大学	×		12%	12%	×
東京学芸大学	×		12%	—	○
東京農工大学	×		12%	12%	○
東京芸術大学	×		12%	16%	○
東京工業大学	×	+1.8%	14.8%	16%	×
東京海洋大学	×		16%	16%	×
お茶の水女子大学	×	+0.5%	14%	16%	×
電気通信大学	×		11%	12%	○
一橋大学	×	+1%	13%	13%	○
横浜国立大学	×		12%	12%	×
新潟大学	○		0%	0%	○
長岡技術科学大学	○		0%	0%	○
上越教育大学	○		0%	0%	○
富山大学	○		3%	3%	○
金沢大学	○		3%	3%	○
福井大学	×		1%	3%	○
山梨大学	×		2%	4%	○
信州大学	○		2.6%	3%	○
岐阜大学	×		0%	3%	×
静岡大学	×		5%	6%	○
浜松医科大学	×		3%	3%	×
名古屋大学	×		11%	12%	○

法人名	広域異動手当	地域手当			
		変更状況	勤務地支給率	国の支給率	異動保障
愛知教育大学	×		3%	6%	○
名古屋工業大学	×		12%	12%	○
豊橋技術科学大学	○		2%	3%	○
三重大学	×	+2%	4%	4%	○
滋賀大学	○		3%	3%	○
滋賀医科大学	×		5%	7%	○
京都大学	×		10%	10%	○
京都教育大学	×		10%	10%	×
京都工芸繊維大学	×		10%	10%	○
大阪大学	×		12%	12%	×
大阪教育大学	○		3%	3%	○
兵庫教育大学	○		0%	0%	○
神戸大学	×		10%	10%	○
奈良教育大学	×	+0.5%	5.5%	7%	×
奈良女子大学	×		6%	7%	○
和歌山大学	○		3%	3%	○
鳥取大学	○		0%	0%	○
島根大学	×		0%	0%	×
岡山大学	○		3%	3%	○
広島大学	○		0%	0%	×
山口大学	○		0%	0%	○
徳島大学	○		0%	0%	○
鳴門教育大学	○		0%	0%	○
香川大学	○		0%	3%	○
愛媛大学	○		0%	0%	○
高知大学	○		0%	0%	○
福岡教育大学	○		0%	0%	○
九州大学	×	+1%	9%	9%	○
九州工業大学	○		3%	3%	○
佐賀大学	○		0%	0%	○
長崎大学	×		3%	3%	○
熊本大学	○		0%	0%	○
大分大学	×		0%	0%	○
宮崎大学	○		0%	0%	○
鹿児島大学	×		0%	0%	○
鹿屋体育大学	○		0%	0%	○
琉球大学	○		0%	0%	○
政策研究大学院大学	×		16%	16%	○
総合研究大学院大学	×		6%	6%	×
北陸先端科学技術大学院大学	○		0%	0%	○
奈良先端科学技術大学院大学	×		5%	-	○

注1 本表は、平成20年7月1日現在における各国立大学法人役員の広域異動手当及び地域手当(これらに相当する手当を含む。)の支給状況を示す。

注2 本表中、太線で囲んだ箇所は、今回、役員報酬規程の改正を示す。

注3 「地域手当」欄中、「国の支給率」欄の「-」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

役員報酬規程新旧対照表（広域異動手当の新設及びこれに伴う改正）

信州大学

(机上資料) 改正届 15ページ、規程 92ページ)

改正後	改正前
<p>(役員報酬の種類)</p> <p>第2条 役員報酬は、常時勤務する役員（以下「常勤役員」という。）については基本給、地域手当、<u>広域異動手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、それ以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条 地域手当は、国立大学法人信州大学職員給与規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第44号。以下「給与規程」という。）<u>第24条第1項又は第3項</u>に規定する地域手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給与規程第24条第1項又は第2項に規定する額とする。</p> <p><u>(広域異動手当)</u></p> <p><u>第6条の2 広域異動手当は、給与規程第24条の3第1項から第3項までに規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。</u></p> <p><u>2 広域異動手当の月額は、給与規程第24条の3第1項から第4項までに規定する額とする。</u></p> <p>第7条～第14条、附則 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(役員報酬の種類)</p> <p>第2条 役員報酬は、常時勤務する役員（以下「常勤役員」という。）については基本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、それ以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条 地域手当は、国立大学法人信州大学職員給与規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第44号。以下「給与規程」という。）<u>第24条</u>に規定する地域手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給与規程第24条第1項又は第2項に規定する額とする。</p> <p>第7条～第14条、附則 (略)</p>

九州工業大学

(机上資料) 改正届 25ページ、規程 129ページ)

改正後	改正前
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、<u>広域異動手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(広域異動手当)</u></p> <p><u>第5条の2 広域異動手当は、職員給与規程第15条の2に定める常勤職員の例に準じて支給する。</u></p> <p>第6条～第15条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第15条 (同左)</p>

役員報酬規程新旧対照表（地域手当支給率の据え置き）

群馬大学

(机上資料) 改正届 6 ページ、規程 50 ページ)

改正後	改正前										
<p>(地域手当)</p> <p>第4条の2 地域手当は、教職員給与規則別表第13に定める支給地域及びこれに相当するものとして学長が認めるものに勤務する常勤の役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、本給に教職員給与規則別表第13に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合（前項において学長が認めるものに勤務する役員にあっては、学長が認める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 その他地域手当に関する事項は、教職員給与規則の例に準ずる。</p> <p>第4条の3～第10条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における第4条の2の規定の適用については、同条中「教職員給与規則別表第13」とあるのは、「教職員給与規則附則別表第1」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成20年2月26日から施行し、平成20年1月1日から適用する。</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における第4条の2の規定の適用については、同条中「教職員給与規則別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。</p> <p>附則別表第1（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">支給割合</th> <th style="width: 85%;">支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100分の2</td> <td>群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	支給割合	支 給 地 域	100分の2	群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市	<p>(地域手当)</p> <p>第4条の2（同左）</p> <p>第4条の3～第10条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">※参考(国立大学法人群馬大学教職員給与規則附則別表第13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">都道府県</th> <th style="width: 50%;">支 給 地 域</th> <th style="width: 25%;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">群馬県</td> <td>前橋市 高崎市 太田市 桐生市</td> <td style="text-align: center;">100分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	都道府県	支 給 地 域	支給割合	群馬県	前橋市 高崎市 太田市 桐生市	100分の3
支給割合	支 給 地 域										
100分の2	群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市										
都道府県	支 給 地 域	支給割合									
群馬県	前橋市 高崎市 太田市 桐生市	100分の3									

埼玉大学

(机上資料) 改正届 7 ページ、規程 58 ページ)

改正後	改正前
<p>(地域手当) 第 8 条 常勤の役員に地域手当を支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、その役員が受けるべき本給月額に、100 分の 12 を乗じて得た額とする。</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 (地域手当に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第 8 条第 2 項中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 8」とする。</p>	<p>(地域手当) 第 8 条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第 9 条 (略)</p>

東京工業大学

(机上資料) 改正届 9 ページ、規程 65 ページ)

改正後	改正前
<p>(都市手当等) 第 7 条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成 16 年規則第 11 号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、次の各号に掲げる手当については、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 都市手当 基本給月額に 100 分の 13 を乗じて得られた額</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(都市手当等) 第 7 条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成 16 年規則第 11 号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。(略)</p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (略)</p>

役員報酬規程新旧対照表（地域手当支給率変更の改正）

千葉大学

(机上資料) 改正届 8 ページ、規程 62 ページ

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、国立大学法人千葉大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第16条第1項の規程に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤の役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、俸給月額に100分の<u>9</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 地域手当の月額は、俸給月額に100分の<u>8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第13条 (略)</p>

東京工業大学

(机上資料) 改正届 9 ページ、規程 68 ページ

改正後	改正前
<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。(略)</p> <p>※参考 (国立大学法人東京工業大学職員賃金規則)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(都市手当)</p> <p>第28条 都市手当は、東京特別区及び神奈川県横浜市に所在する勤務場所に勤務する職員に支給する。都市手当の月額は、基本給、大学院調整額、高校教員調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の15.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成18.3.31規40)</p> <p>(略)</p> <p>(職員賃金規則の適用に関する特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 平成21年3月31日までの間における職員賃金規則第28条の規程に基づく都市手当の月額は、次の各号に掲げる間は、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> </div>	<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、次の各号に掲げる手当については、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 都市手当 基本給月額に100分の13を乗じて得られた額</p> <p>二 (略)</p>

<p>二 (略)</p> <p>三 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の14.8</p>	
<p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 (同左)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>

お茶の水女子大学

(机上資料) 改正届 11ページ、規程 75ページ)

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当の月額、俸給月額に100分の<u>14</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当の月額、俸給月額に100分の<u>13.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

一橋大学

(机上資料) 改正届 12ページ、規程 79ページ)

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第11条 地域手当は、本給の月額に100分の<u>13</u>の支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成18年12月1日の前日から引き続き第11条の適用を受ける役員(再任された場合を除く。)の地域手当の支給割合は、改正後の同条の規程にかかわらず、100分の10とする。</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第11条 地域手当は、本給の月額に100分の<u>12</u>の支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

三重大学

(机上資料) 改正届 19ページ、規程 107ページ

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、本学に在勤する役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、本給に100分の4を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人三重大学職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）の規程を準用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、本学に在勤する役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、本給に100分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人三重大学職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）の規程を準用する。</p>

奈良教育大学

(机上資料) 改正届 21ページ、規程 115ページ

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「給与規則」という。）第25条（<u>第4項を除く</u>）の規定に準じて支給する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成17年規則第36号）</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成20年規則第4号）</p> <p>1 この規則は、平成20年1月25日から施行し、平成19年9月1日から適用する。</p> <p>2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の5.5」を「100分の5」と読み替えて適用する。</p> <p>附 則（平成20年規則第32号）</p> <p><u>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の6」を「100分の5.5」と読み替えて適用する。</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「給与規則」という。）第25条の規定に準じて支給する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成17年規則第36号）</p> <p>(同左)</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成20年規則第4号）</p> <p>(同左)</p>

九州大学

(机上資料) 改正届 24ページ、規程 125ページ

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施行日前日から引き続き在職する役員に支給され</p>	<p>附 則</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施行日前日から引き続き在職する役員に支給され</p>

<p>る地域手当の月額については、第6条第2項により準ずるものとされる職員給与規程第16条第2項の規定中「100分の<u>9</u>」を「100分の6」と読み替えて適用する。</p>	<p>る地域手当の月額については、第6条第2項により準ずるものとされる職員給与規程第16条第2項の規定中「100分の<u>8</u>」を「100分の6」と読み替えて適用する。</p>
<p>4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	

役員報酬規程新旧対照表 (賞与について経営協議会の議を経て 決定することとする改正)

熊本大学

(机上資料) 改正届 26ページ、規程 132ページ)

改正後	改正前
(期末特別給)	(期末特別給)
第8条 期末特別給は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日の属する月の第3条第2項で規定する日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。	第8条 (同 左)
2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員として引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。	2 (同 左)
3 役員が基準日前1か月以内に退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別給は支給しない。	3 (同 左)
4 本学の職員が、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員として引き続きいた在職期間には、その者の職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。	4 (同 左)
5 役員が基準日前1か月以内に退職し、かつ、引き続き本学職員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別給は支給しない。	5 (同 左)
6 期末特別給の額は、期末特別給基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の職員給与規則第39条第2項に定める在職期間別支給割合に掲げる在職期間の区分に準じ、当該割合を乗じて得た額とする。	6 (同 左)
7 前項の期末特別給基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。	7 (同 左)
8 第6項の規定による期末特別給の額は、学長が次の各号に掲げる常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。 (1) 学長 文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び学長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、 <u>経営協議会の議を経て、第6項の規定による期末特別給の額をその100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額</u>	8 第6項の規定による期末特別給の額は、学長が次の各号に掲げる常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。 (1) 学長 文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果等を勘案して、前項の規定による期末特別給の額をその100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額
(2) 学長以外の常勤の役員 評価委員会が行う業績評	(2) 学長以外の常勤の役員 評価委員会が行う業績評

<p> <u>価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して学長が決定する評価に基づき、<u>経営協議会の議を経て、第6項の規定による期末特別給の額をその100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額</u></u></p> <p> 9 前8項に規定するもののほか、期末特別給の一時差止処分その他期末特別給の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第39条に定める職員の期末手当に準ずるものとする。</p> <p> 第9条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"> <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u> </p>	<p> <u>価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して学長が決定する評価に基づき、前項の規定による期末特別給の額をその100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額</u></p> <p> 9 前8項に規定するもののほか、期末特別給の一時差止処分その他期末特別給の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第39条に定める職員の期末手当に準ずるものとする。</p> <p> 第9条～第14条 (略)</p>
---	---

役員報酬規程新旧対照表（常勤役員報酬の改正）

旭川医科大学

(机上資料) 改正届 2 ページ、規程 32 ページ)

改正後	改正前																																																								
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 学長、理事及び監事（以下「学長等」という）の給与については、基本給，調整手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，寒冷地手当及び期末特別手当とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※参考（年俸制導入前の規程） （役員の給与）</p> <p>第2条 役員の給与は，常勤の役員については，基本給，調整手当，通勤手当，単身赴任手当，寒冷地手当及び期末特別手当とし，非常勤の役員については，非常勤役員手当とする。</p> </div> <p>(日割計算等)</p> <p>第5条 新たに役員となった者には，その日から基本給（<u>非常勤役員</u>については，第2条第2項による額）を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(基本給)</p> <p>第7条 学長等の基本給表は，次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 俸</th> <th style="text-align: center;">基本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特1</td><td style="text-align: center;">562,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">592,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特2</td><td style="text-align: center;">623,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">654,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特3</td><td style="text-align: center;">691,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">728,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特4</td><td style="text-align: center;">756,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">784,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特5</td><td style="text-align: center;">813,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">843,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">922,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">994,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 学長等の基本給月額は，次に掲げる号俸とする。</p> <p>(1) 学長 8号俸</p> <p>(2) 理事 6号俸</p> <p>(3) 監事 3号俸</p> <p>3 前項第2号及び第3号にかかわらず，<u>理事及び監事</u>の号俸は，前項各号に掲げる号俸を上限として学長が決定する。</p>	号 俸	基本給月額	1	533,000円	特1	562,500円	2	592,000円	特2	623,000円	3	654,000円	特3	691,500円	4	728,000円	特4	756,000円	5	784,000円	特5	813,500円	6	843,000円	7	922,000円	8	994,000円	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 学長及び常勤の理事（以下「学長等」という）の給与については，基本給，調整手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，寒冷地手当及び期末特別手当とする。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(日割計算等)</p> <p>第5条 新たに役員となった者には，その日から基本給（<u>監事等</u>については，第2条第2項による額）を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(基本給)</p> <p>第7条 学長等の基本給表は，次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 俸</th> <th style="text-align: center;">基本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特1</td><td style="text-align: center;">562,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">592,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特2</td><td style="text-align: center;">623,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">654,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特3</td><td style="text-align: center;">691,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">728,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特4</td><td style="text-align: center;">756,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">784,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特5</td><td style="text-align: center;">813,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">843,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">922,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">994,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 学長等の基本給月額は，次に掲げる号俸とする。</p> <p>(1) 学長 8号俸</p> <p>(2) 理事 6号俸</p> <p>3 前項第2号にかかわらず，<u>理事</u>の号俸は，前項各号に掲げる号俸を上限として学長が決定する。</p>	号 俸	基本給月額	1	533,000円	特1	562,500円	2	592,000円	特2	623,000円	3	654,000円	特3	691,500円	4	728,000円	特4	756,000円	5	784,000円	特5	813,500円	6	843,000円	7	922,000円	8	994,000円
号 俸	基本給月額																																																								
1	533,000円																																																								
特1	562,500円																																																								
2	592,000円																																																								
特2	623,000円																																																								
3	654,000円																																																								
特3	691,500円																																																								
4	728,000円																																																								
特4	756,000円																																																								
5	784,000円																																																								
特5	813,500円																																																								
6	843,000円																																																								
7	922,000円																																																								
8	994,000円																																																								
号 俸	基本給月額																																																								
1	533,000円																																																								
特1	562,500円																																																								
2	592,000円																																																								
特2	623,000円																																																								
3	654,000円																																																								
特3	691,500円																																																								
4	728,000円																																																								
特4	756,000円																																																								
5	784,000円																																																								
特5	813,500円																																																								
6	843,000円																																																								
7	922,000円																																																								
8	994,000円																																																								

<p>第7条の2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成20年2月13日旭医大達第8号)</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>※参考 (旭川医科大学役員給与細則の一部を改正する細則)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(監事の基本給月額決定基準)</p> <p>第3条 役員給与規程第7条第3項の規定に定める監事の基本給月額は、原則として役員基本給表の<u>特2号俸</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。</p> </div>	<p>第7条の2 (略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(監事の基本給月額決定基準)</p> <p>第3条 役員給与規程第7条第3項の規定に定める監事の基本給月額は、原則として役員基本給表の<u>3号俸</u>とする。</p> <p>(略)</p> </div>
--	---

岐阜大学

(机上資料) 改正届 16ページ、規程 94ページ)

改正後	改正前
<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額は、別表1のとおりとする。 <u>2 常勤役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で学長が決定する。</u></p> <p>一 学長は、5号給以上とする。 二 理事は、1号給以上4号給以内とする。 三 監事は、1号給とする。</p> <p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第6条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 前各項までに規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則の規定を準用する。</u></p> <p>附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>※参考 (別表1)</p>	<p>(本給)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第6条 (略) 2～3 (略)</p>

本 給	基本給月額
1号級	654,000円
2号級	728,000円
3号級	784,000円
4号級	843,000円
5号級	922,000円
6号級	994,000円
7号級	1,066,000円

役員報酬規程新旧対照表（非常勤役員手当の改正）

小樽商科大学

(机上資料) 改正届 1 ページ、規程 29 ページ)

改正後	改正前
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 (同右)</p> <p>理事 月額 <u>140,000円</u></p> <p>監事 月額 <u>112,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>理事 日額 <u>28,000円</u></p> <p>監事 日額 <u>28,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

秋田大学

(机上資料) 改正届 5 ページ、規程 47 ページ)

改正後	改正前
<p>(非常勤役員の報酬)</p> <p>第7条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 理事 日額 <u>46,500円</u></p> <p>二 監事 日額 <u>37,400円</u></p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>一 理事 月額 <u>364,000円</u></p> <p>二 (同左)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>

岐阜大学

(机上資料) 改正届 16 ページ、規程 94 ページ)

改正後	改正前																															
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 非常勤役員の月額又は日額は、別表2に定める額の範囲内で学長が決定する。</u></p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本給</th> <th style="width: 80%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号級</td><td><u>654,000円</u></td></tr> <tr><td>2号級</td><td><u>728,000円</u></td></tr> <tr><td>3号級</td><td><u>784,000円</u></td></tr> <tr><td>4号級</td><td><u>843,000円</u></td></tr> <tr><td>5号級</td><td><u>922,000円</u></td></tr> <tr><td>6号級</td><td><u>994,000円</u></td></tr> <tr><td>7号級</td><td><u>1,066,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(削除)</p>	本給	月額	1号級	<u>654,000円</u>	2号級	<u>728,000円</u>	3号級	<u>784,000円</u>	4号級	<u>843,000円</u>	5号級	<u>922,000円</u>	6号級	<u>994,000円</u>	7号級	<u>1,066,000円</u>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本給</th> <th style="width: 40%;">月額</th> <th style="width: 40%;">役員の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号級</td><td><u>675,000円</u></td><td><u>監事</u></td></tr> <tr><td>2号級</td><td><u>750,000円</u></td><td><u>理事</u></td></tr> <tr><td>3号級</td><td><u>880,000円</u></td><td><u>理事(副学長)</u></td></tr> <tr><td>4号級</td><td><u>1,125,000円</u></td><td><u>学長</u></td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;"><u>平成17年6月1日に就任した学長の在任期間において、役員の本給支給額は、本給月額の100分の90とする。</u></p>	本給	月額	役員の区分	1号級	<u>675,000円</u>	<u>監事</u>	2号級	<u>750,000円</u>	<u>理事</u>	3号級	<u>880,000円</u>	<u>理事(副学長)</u>	4号級	<u>1,125,000円</u>	<u>学長</u>
本給	月額																															
1号級	<u>654,000円</u>																															
2号級	<u>728,000円</u>																															
3号級	<u>784,000円</u>																															
4号級	<u>843,000円</u>																															
5号級	<u>922,000円</u>																															
6号級	<u>994,000円</u>																															
7号級	<u>1,066,000円</u>																															
本給	月額	役員の区分																														
1号級	<u>675,000円</u>	<u>監事</u>																														
2号級	<u>750,000円</u>	<u>理事</u>																														
3号級	<u>880,000円</u>	<u>理事(副学長)</u>																														
4号級	<u>1,125,000円</u>	<u>学長</u>																														

別表 2

役員の区分	手当額	
理事	月額	<u>327,000円</u>
		<u>~421,000円</u>
	日額	<u>32,000円</u>
		<u>~42,000円</u>
監事	月額	<u>327,000円</u>
	日額	<u>32,000円</u>

附則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表 2

役員の区分	手当額
理事	<u>337,000円(月額)</u>
	<u>又は35,000円(日額)</u>
監事	<u>303,000円(月額)</u>
	<u>又は33,000円(日額)</u>

静岡大学

(机上資料) 改正届 17ページ、規程 98ページ

改正後	改正前
(非常勤役員手当) 第9条 非常勤の役員(理事及び監事)手当は、月額100,000円以上 <u>500,000円</u> 以内で経営協議会の議を経て学長が定める。 (略) 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。	(非常勤役員手当) 第9条 非常勤の役員(理事及び監事)手当は、月額100,000円以上 <u>300,000円</u> 以内で経営協議会の議を経て学長が定める。 (略)

愛媛大学

(机上資料) 改正届 23ページ、規程 122ページ

改正後	改正前
(非常勤役員手当) 第12条 非常勤役員の非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。 理事 月額 <u>114,000円</u> 監事 月額 <u>114,000円</u> 2 (略) (略) 附 則 この規程は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。	(非常勤役員手当) 第12条 非常勤役員の非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。 理事 月額 <u>76,000円</u> 監事 月額 <u>76,000円</u> 2 (略) (略)

九州大学

(机上資料) 改正届 24ページ、規程 125ページ

改正後	改正前
(非常勤役員手当) 第5条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。 (1) 非常勤理事 月額 <u>371,000円</u>	(非常勤役員手当) 第5条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。 (1) 非常勤理事 月額 <u>364,000円</u>

<p>(2) 非常勤監事 月額 <u>292,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 非常勤監事 月額 <u>287,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	--

鹿屋体育大学

(机上資料) 改正届 27ページ、規程 136ページ

改正後	改正前
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 月額 138,800円</p> <p>(2) 監事 月額 <u>93,200円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 月額 138,800円</p> <p>(2) 監事 月額 <u>27,400円</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

役員報酬規程新旧対照表（賞与に関する改正）

宮城教育大学

(机上資料) 改正届 4 ページ、規程 40 ページ)

改正後	改正前
<p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の月額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 6箇月 100分の100</p> <p style="margin-left: 2em;">二 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p style="margin-left: 2em;">三 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p style="margin-left: 2em;">四 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条</p> <p style="margin-left: 2em;">～ (略)</p> <p>第14条</p> <p style="margin-left: 4em;">附 則</p> <p style="margin-left: 6em;">(略)</p> <p style="margin-left: 4em;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の月額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 6箇月 100分の100</p> <p style="margin-left: 2em;">二 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p style="margin-left: 2em;">三 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p style="margin-left: 2em;">四 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条</p> <p style="margin-left: 2em;">～ (略)</p> <p>第14条</p> <p style="margin-left: 4em;">附 則</p> <p style="margin-left: 6em;">(略)</p>

豊橋技術科学大学

(机上資料) 改正届 18 ページ、規程 102 ページ)

改正後	改正前
<p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在。)において当該役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を合算して得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>

<p>5 前項の「これに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、本給月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合（給与規程第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合）をそれぞれ乗じて得た額をいう。</p>	
<p>6 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p>	<p>5 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p>
<p>7 学長は、前項の規定により期末特別手当の額を増額又は減額しようとする場合は、経営協議会の議を経て支給額を決定するものとする。</p>	<p>6 学長は、前項の規定により期末特別手当の額を増額又は減額しようとする場合は、経営協議会の議を経て支給額を決定するものとする。</p>
<p>第8条～第12条 (略)</p>	<p>第8条～第12条 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (平成19年度規程第33号 (平成20年3月10日)) この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	

役員報酬規程新旧対照表（手当の新設及び廃止）

東北大学（特別手当の新設）

(机上資料) 改正届 3ページ、規程 36ページ)

改正後	改正前
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>期末特別手当及び特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条の2 <u>常勤の役員について特に本学に顕著な貢献があると認められるときは、経営協議会の議を経て、特別手当を支給することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び<u>期末特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>

富山大学（単身赴任手当の廃止及び単身赴任生活手当の新設）

(机上資料) 改正届 13ページ、規程 83ページ)

改正後	改正前
<p>(<u>単身赴任生活手当</u>)</p> <p>第7条 <u>単身赴任生活手当は、職員給与規則第14条に規定する単身赴任生活手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、単身赴任生活手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第14条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※参考 (富山大学職員給与規則第14条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(単身赴任生活手当)</p> <p>第14条 単身赴任生活手当は、採用の際に配偶者の就業その他別に定めるやむを得ない事情により配偶者と別居状態にある職員で、当該採用の直後の配偶者の住居と職員が在勤する勤務場所との距</p> </div>	<p>(<u>単身赴任手当</u>)</p> <p>第7条 <u>単身赴任手当は、人事交流により本学の常勤役員に任命された者のうち、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった者で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする常勤役員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第14条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

離が別に定める基準を満たすもののうち、単身で生活することを状況とする職員に、採用の日から3年間支給する。

2 単身赴任生活手当の月額を、25,000円とする。
3 第1項の規程による単身赴任生活手当を支給される職員との均衡上必要と認められるものとして別に定める職員には、前2項の規程に準じて単身赴任生活手当を支給する。

4 前各項に規程するもののほか単身赴任生活手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

福井大学 (寒冷地手当の廃止)

(机上資料) 改正届 14 ページ、規程 87 ページ)

改正後	改正前
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、<u>単身赴任手当及び期末特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与 (<u>期末特別手当を除く。</u>) は、毎月17日に支給する。ただし、支給日 (この項において、毎月17日を「支給日」という。) が日曜日に当たるときは支給日の前々日、支給日が月曜日で休日に当たるときは支給日の翌日、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。</p> <p>2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日 (この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。) が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p> <p>3 (削除)</p> <p>(略)</p> <p>第8条 削除</p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与 (<u>期末特別手当及び寒冷地手当を除く。</u>) は、毎月17日に支給する。ただし、支給日 (この項において、毎月17日を「支給日」という。) が日曜日に当たるときは支給日の前々日、支給日が月曜日で休日に当たるときは支給日の翌日、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。</p> <p>2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日 (この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。) が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p> <p>3 <u>寒冷地手当は、11月から翌年3月までの間において、その月の月額の全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日 (この項において、11月から翌年3月までの毎月17日を「支給日」という。) が日曜日に当たるときは支給日の前々日、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第8条 寒冷地手当は、職員給与規程第33条に規定す</p>

<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>る支給要件に該当する常勤役員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の額その他寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定を準用する。</u></p> <p>(略)</p>
--	--

役員報酬規程新旧対照表（語句の修正・整備等）

旭川医科大学

(机上資料) 改正届 2 ページ、規程 32 ページ)

改正後	改正前
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>非常勤理事及び非常勤監事</u>（以下「<u>非常勤役員</u>」という。）の給与は年俸とする。ただし、給与の支給については、当該年俸額を12で除して得た額を月額として支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7条の2 <u>非常勤役員</u>の年俸額は、次に掲げる額とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 非常勤理事 3,000,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 非常勤監事 2,400,000円</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>附 則</u>（平成20年2月13日旭医大達第8号） この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>監事及び非常勤の役員</u>（以下「<u>監事等</u>」という。）の給与は年俸とする。ただし、給与の支給については、当該年俸額を12で除して得た額を月額として支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7条の2 <u>監事等</u>の年俸額は、次に掲げる額とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 非常勤理事 3,000,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 非常勤監事 2,400,000円</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

東京工業大学

(机上資料) 改正届 9 ページ、規程 65 ページ)

改正後	改正前
<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、次の各号に掲げる手当については、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">一 都市手当 (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>理事に支給する期末特別手当</u> 61歳に達する日の属する年度以後は、職員賃金規則第41条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の110」と、「100分の170」とあるのは「100分の115」と読み替えた場合に得られる額</p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>附 則</u> この規則は、平成20年3月1日から施行する。</p>	<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、理事に支給する期末特別手当については、61歳に達する日の属する年度以後は、職員賃金規則第41条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の110」と、「100分の170」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、理事に支給する期末特別手当については、61歳に達する日の属する年度以後は、職員賃金規則第41条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の110」と、「100分の170」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(都市手当等)</p> <p>第7条 都市手当、通勤手当及び期末特別手当については、国立大学法人東京工業大学職員賃金規則（平成16年規則第11号。以下「職員賃金規則」という。）を準用した場合に受けることとなる額を支給する。<u>ただし、次の各号に掲げる手当については、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>二 都市手当 (略)</p> <p>二 <u>理事に支給する期末特別手当</u> 61歳に達する日の属する年度以後は、職員賃金規則第41条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の110」と、「100分の170」とあるのは「100分の115」と読み替えた場合に得られる額</p> <p>2 前項の期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、職員給与規則第30条第1項に定める日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>第9条 ～ 第15条 (略)</p> <p>附 則（平成16年海洋大規第11号） ～ 附 則（平成18年海洋大規第338号） (略)</p> <p>附 則 この規則は、平成20年3月24日より施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、職員給与規則第29条第1項に定める日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>第9条 ～ 第15条 (略)</p> <p>附 則（平成16年海洋大規第11号） ～ 附 則（平成18年海洋大規第338号） (略)</p>

滋賀大学

(机上資料) 改正届 20ページ、規程 110ページ

改正後	改正前
<p>(基本給の月額)</p> <p>第6条 常勤の役員の基本給の月額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 学長 994,000円</p> <p>(2) 理事(次号以外の理事) 843,000円</p> <p>(3) <u>理事(人事労務・施設担当)</u> 654,000円</p> <p>(地域手当)～(実施に関し必要な事項)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(基本給の月額)</p> <p>第6条 常勤の役員の基本給の月額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 学長 994,000円</p> <p>(2) 理事(次号以外の理事) 843,000円</p> <p>(3) <u>理事(財務・施設担当)</u> 654,000円</p> <p>(地域手当)～(実施に関し必要な事項)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

岡山大学

(机上資料) 改正届 22ページ、規程 118ページ

改正後	改正前
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、<u>調整手当</u>、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(調整手当)</u></p> <p>第6条 <u>調整手当</u>は、国立大学法人岡山大学職員給与規則(平成16年岡大規則第14号。以下「職員給与規則」という。)第14条の規定に準じて支給する。</p> <p>第6条の2～第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(以下この項において「支給定日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する<u>調整手当</u>及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じた得</p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、<u>地域手当</u>、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第6条 <u>地域手当</u>は、国立大学法人岡山大学職員給与規則(平成16年岡大規則第14号。以下「職員給与規則」という。)第14条の規定に準じて支給する。</p> <p>第6条の2～第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(以下この項において「支給定日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する<u>地域手当</u>及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じた得た額並</p>

た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
省 略	

3～9 同 左

第10条 同 左

(月の中で就任又は退任した場合の俸給等)

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の常勤の役員に対する俸給、調整手当及び広域異動手当(以下「俸給等」という。)又は非常勤の役員に対する非常勤役員手当を支給する場合は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日(国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第42条の2に規定する日をいう。以下同じ。)以外の日の数を乗じて得た額を俸給等又は非常勤役員手当のそれぞれの月額から控除する。

2 (略)

第12条～第14条 (略)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
省 略	

3～9 省 略

第10条 省 略

(月の中で就任又は退任した場合の俸給等)

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の常勤の役員に対する俸給、地域手当及び広域異動手当(以下「俸給等」という。)又は非常勤の役員に対する非常勤役員手当を支給する場合は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日(国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第42条の2に規定する日をいう。以下同じ。)以外の日の数を乗じて得た額を俸給等又は非常勤役員手当のそれぞれの月額から控除する。

2 同 左

第12条～第14条 同 左